

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童(18歳に達した年度末まで)を養育している家庭(ひとり親家庭など)を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額(平成30年3月現在)

▷児童1人の場合……9,980円~42,290円
(全国消費者物価指数の実績値に伴い、額の変更があります)

▷第2子加算………最大9,990円

▷第3子以降の加算…児童1人につき最大5,990円

※請求者本人と同居の親族(扶養義務者)の所得により支給額を決定します(所得限度額を超えると手当は支給されません)。

※毎年8月に「現況届」を受け付け、支給額を見直します。

所得限度額

な ど の 数	請求者本人		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0	19万円	192万円	236万円
1	57万円	230万円	274万円
2	95万円	268万円	312万円
3	133万円	306万円	350万円
4	171万円	344万円	388万円
5	209万円	382万円	426万円

支給方法

年3回(4月、8月、12月)、前月までの4か月分を振り込みます。

請求方法

必ず本人が申請してください。

申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。
※請求する方の事情により必要書類が異なりますので、子育て支援課で確認してください。

各種届け出について

住所や氏名の変更など、変更事由が生じた場合は速やかに届け出をしてください。

請求できない方

事実上婚姻関係と同様の事情にある方など

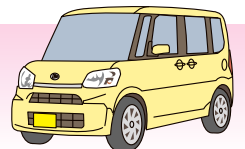


【注意】手当の一部支給停止措置について

お子さんが8歳以上、かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。ただし、就職や就職活動などを行っている方、または働くことができない理由がある方は、届け出をすることで減額されません。

問 子育て支援課(内線154)

バイク・軽自動車などの廃車・譲渡手続きはお早めに!



原動機付自転車・二輪車・軽自動車などに対する軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。

毎年、納税通知書を発送すると、「車検証の登録抹消はないが、税金を納めなければいけないか?」といった問い合わせがありますが、これは4月1日までに廃車などの手続きが済んでいないためです。

3月中旬以降は窓口が混み合います。廃車・譲渡などをした方は、車両の種類に応じて下記の機関で早めに手続きをしてください。



車両の種類	手続機関
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	市税務課税政係 ☎01111(内線183)
125cc超の二輪車	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
軽自動車(軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775

問 税務課(内線183)